

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第71条	社会福祉事業を經營する施設の改善命令	地域福祉課及び個々の社会福祉事業を所管する課

処分基準は、社会福祉法第65条の規定による社会福祉施設の最低基準に適合していないことが処分基準となる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。